

参議院電気通信委員会會議録第六号

昭和二十八年七月三日(金曜日)午後一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君
理事 島津 忠彦君
久保 等君

委員

津島 壽一君
新谷實三郎君
小林 孝平君
三浦 義男君

政府委員

保安庁裝備局長 中村 卓君
郵政省電波 長谷 慎一君
監理局長

事務局側

常任委員 後藤 隆吉君
常任委員 柏原 榮一君
常任委員 會專門員

説明員

通商産業省重 森 雄次郎君
工業技術院長 駒形 作次君
日本電信電 梶井 剛君
日本電信電 吉澤 武雄君
日本電信電 田邊 正君
公社運用局長

本日の會議に付した事件
○電気通信事業運営状況に関する調査
の件

(電気通信機器及びテレビ受像機に
関する件)

○公衆電気通信法案(内閣送付)

○有線電気通信法案(内閣送付)

○有線電気通信法及び公衆電気通信法
施行法案(内閣送付)

○委員長(左藤義詮君) 只今より委員
会を開会いたします。

先ず電気通信事業運営状況に関する
調査を議題といたします。本日は電気
通信機器及びテレビ受像機について委
員各位の御発言を願います。関係当局
からは郵政省電波監理局長長谷慎一
君、通産省電気通信機械課長森雄次郎
君、保安庁裝備局長中村卓君、工業技
術院長駒形作次君、日本電信電話公社
電気通信研究所長代理方式部長岡田実
君、以上のかたへが出席されており
ます。御質疑のあるかたは順次御発言
を願います。

○新谷實三郎君 電気通信機器のこれ
からの進んで行く方向と言いますか、
そういったものを余りしかつめらしく
なく少し話合いたいと思います。先般
来この委員会でもいろいろ調査を進めて
おるのですが、成るほど米英等に比し
まして、技術の点で劣つてゐる点もあ
りますし、又製造方法についても更に
研究を進めなければならぬ点がありま
すので、今すぐに非常に性能のいい機
械を日本で作つてという点も困難な
事情があることはよくわかるのです
が、それにしても、只今のようにな
るというものをどん／＼外国から入れ

て来るといふことが情性になつて参り
ますと、非常にまた普遍的に国民の各
層に使われる電気通信機器について、
丁度自動車工業の二の舞を演じやしな
いかという心配がありますので、この
点を主としてお尋ねするわけでありま
す。保安庁のかたも見えておられるよ
うでありますからちよつと伺います
が、極く端的に御質問しますが、保安
庁で今使つておられる電気通信機器の
中で、どのくらいの割合のものが外国
製品であつて、どのくらいの割合の
ものが日本製品であるか、それをできれ
ば有線と無線とに分けて御説明願いた
いと思います。

○政府委員(中村卓君) お答え申上げ
ますが、はつきりした実はデータは
ございませぬ。ただ、これは米軍の持
つておりますもので向う製のものは
予算を使つて購入しておりますもので
すが、私のほうで使つております有線
機器、無線機器、殆んど全部国産で
ございませぬ。向うから若干のものは
受けておりますが、これは米軍の持
つておりますもので向う製のものは
予算を使つて購入しておりますもので
すが、殆んど全部と申してよいほど国産
であります。ただ若干最近考へており
ますもので、ヘリコプターに積みま
す無線機器につきましても、まだこちら
では試作の段階でございまして、製品
ができ上つて時間的に間に合いません
ので、この部分を極く僅か輸入したい
と考へておるわけであります。あとは
全部国産だといふようにお考へになつ
て結構だと思ひます。

○新谷實三郎君 いろいろの機器類の
貨手を受けておられる事情はよくわか
りますが、問題はそこなんです。こ
れから今内閣の方針だと、自衛力漸増
方針で行かれるわけですが、そうなり
ますと、質的に向上しようといふこと
であれば、あらゆる兵器類についても
そうでありましようが、無線の機器な
んかは特に性能のいいものを使わなけ
ればならぬといふことになつて来ると
思ひます。それで今貨手を受けてお
られる分はどのくらいの数量になつて
おりますか。これは余り具体的に詳し
く伺うと差支えがあるやうであります
れば、何か極く簡単な大分けにして、
どのくらいのものを、どういふものを
どのくらいの程度貨手を受けておる
か、これは国産ではできるとかできな
いとかいふことも、もう少し詳しく御
説明願ひたい。

○政府委員(中村卓君) お答え申上げ
ますが、貨手につきましても殆んど全
部無線機でございませぬ。例へて申上
げますと、向うの記号でございませぬ
SCR三九九とか、一八八とか、車載
無線機で五〇六とか五〇八とか、そう
いふようなものを、それからレーダー関
係が若干ございませぬ。それからリモ
ー・コントロールの関係も若干ござ
いませぬので、そういうものをそれ／＼
個から或いは数百個程度、ものにによつ
て違ひますが、そういうことになつて
おります。これにつきましては実は向
うから国産化につきましても援助してや
るというお話がございまして、若干の

ものを試作の……日本のメーカーがリ
ブダクションするためにこわしても
いいというので、若干貸してやろうと
いう話があると思ひます。ただこの問
題につきましても、武器船舶の貨手協
定というものが、今のところちよつと
引つかつておられますが、はつきりい
たしておりませぬので、それに関連し
ての話になつておるのでございませぬ
から、まだ実行の段階には至つておりま
せんけれども、向うからはそういう申
出がございませぬ。相当種類のものを、
これは一種類につきましては極く数は
少ないでございませぬが、場合によつて
はこわしてもいい、ただ機密の保持に
ついては厳重にやつてくれという条件を附
しまして、日本で国産化すべく、向う
も非常に協力的な態度に出るわけ
であります。従ひましてこういうもの
につきましても、そう遠からず国産
化する段階に至るのではないかと
いふように考へられます。

○新谷實三郎君 それで程度はわかり
ましたが、特に機密保持といふことを
言つてゐますのは、何かそれは特許を
向うの例へば陸軍省とか、海軍省と
か、そういうところが持つておるため
に、そういう問題が起つておるのだ
ですか、或いは何か特別の会社を作ら
せておつて、その会社が特許権を持つて
おるといふために、そういうことを言
つておるのですか。

○政府委員(中村卓君) その点はどう
も余りはつきりとはわからぬので
ございませぬけれども、どうもやはりラ

イセンス、パテントの関係があると思
います。機密を保持するという向うの
条件といたしましては、勿論保安庁の
人間がそれを部外にやたらに出しては
いけないということ、それからこれ
を試作なり何なり、要するに再生産
する、リプロダクションする場合に、
メーカーの側に責任者をきめて、そ
ういふものを部外に漏れないようにし
てくれ、それについては米軍側が必要に
応じてはチエックすることも考える、
チエックしたいのだという申出がござ
います。これにつきましては私どもの
ほうといたしましては、そういう点は
余りにつきりやりますと、必ずしも日
本国民に好感を与えないという面もあ
るというような点を考えまして、いろ
いろ折衝いたしたのであります。向
うのレジエレイションその他の関係
で、これをはつきりさせておきたいと
思います。ただメーカーのほうといた
しましては、契約上そういう義務を負
わせるについて、刑法上のことはでき
ませんから、そういう契約上の私法的
な責任を負わせるはかはないというこ
とを申したら、それで結構だ、併しそ
うなことだけはやつてくれ、こういう
ような折衝の過程になっております。

○新谷實三郎君 ところで私は恐らくそ
ういふ特殊のものであると思ひます
が、短波とか超短波の無線機器につ
いて、実はそういつたものが問題にな
つて、米軍のほうで日本で国産化するこ
とを援助すると言つておられるのだとい
うので、工業技術院とか、関係の官庁
に連絡をして、国産化するための第一
歩でも踏み出しておられるのですか。
○政府委員(中村卓君) 実は関係の官
庁にはオフィシャルには実は余り御連
絡は申上げてございせん。但し私の
ほうで技術研究所を御存じのように昨
年作つて頂きまして、そこでばつ／＼
でございまして、試作その他をやらせ
まして、まだテストの設備や何かも揃
つておりませんので、通研のほうへお
願ひしてテストをやつて頂いて、或る
程度採用になりましたものもございま
す。これは必ずしも向うから貸して
れている機種ではございせん。思
つておりますが、そういうものにつ
きまして一応試作をやらせまして、テ
ストは通研にお願ひしてやつて頂い
て、そのうちでテストにうかつたもの
だけ指名競争をやつて作るという方
法をとつております。

○新谷實三郎君 大体わかりました
が、もう少し積極的に通研なり工業技
術院あたりとも連絡されて、貸与物資
はしようがないにしても、成るべく今
後増強される国産品で賄うという建前
でもう一步積極的になつて頂いたらど
うかと思ひますが、殊に今お話の技
術研究所は、これは軍隊でないとい
うことなんです。陸海軍の研究がな
くなつたあと、恐らく特殊の目的でこ
しらえる、特に性能の高い機器類の研
究をやられるのだと思ひますが、御承
知のように日本の無線機器にしても、
その他の或る種の工業にしても、そ
ういふ面から非常に発達した段階を今ま
でとつて来たわけですから、でき
るだけの方法を講じて、国産化すべく
あなたの方としましては努力される必要
があると思ひます。そこでこの問題
については通産省のほうに伺ひたいの
ですが、若しそういうふうなものが出
て来た場合に、研究或いは試作でもさ
して国産化するためにどこかの研究所
或いはどこかの会社がやる場合に、や
はり何か直接、間接の援助が必要だ
と思ひますが、直接には例えば研究の
補助金とか、助成金を出してやるとか、
或いは場合によつては設備資金なんか
に於いて特別に心配をしてやるという
ふうなことが必要であると思ひます。
そういうことについては何か御用
意になつておりますか。

○説明員(駒形作次君) 今ほどのお話
に對しましては、私どもは何か助成
をするようにやつて行かなければなら
ないと思ひております。通産省におき
ましては、現在工業化助成金と称しま
すものと、それから技術補助金と称し
ますものと、二つの助成及び補助金
を持つております。二十八年度の予算と
して今御審議を願つておりますもの
は、前者は三億圓、後者は二億圓、合
計いたしまして五億圓という額を一応
計上して頂いておる次第でございま
す。無線関係技術につきましては、す
でに本年度も各会社からいろいろとそ
の助成金、補助金に對しての御申請が
ございまして、目下一生懸命に私ど
ものほうで審議をいたしておるところ
でございまして、お話がありましたよう
にこの部面につきましては、技術を非
常に進めて行かなければならぬ面が、
他の分野に比較いたしますと多いと私
ども存じておりますので、そういうこ
とを勘案いたしまして今申上げました
助成金、補助金に對して考へて参りた
いと思つております。

○新谷實三郎君 駒形君よく御存じの
通りこれはもう非常に遅れているので
す。このほうの関係の研究も技術も非
常に遅れているわけですが、あなた
はうの手算では例えば無線関係幾らと
か、或いはどの方面に幾らとかいふ
うに、手算としては別に内容まできめ
ておられないだらうと思ひますが、そ
ういつた場合にこの無線関係のほうに
非常に重点的にやるというお話があり
ますが、それはどこでおきめになるの
ですか。工業技術院だけで重点的にや
らうと思ひば自由になれるのですか。
○説明員(駒形作次君) お話のよう
に中はちやんと分けてはございせん
が、一括しておる次第でございまして
併し今年度この申請を受付けます場
合、我々のほうで重要課題であると考
へておりますようなものを、それに限
つたことはなはずけれども、一応掲げま
して十七課題を考へております。その
中で一応無線関係或いはその材料を含
めた意味で考へますと、四、五課題
がその関係になつております。

○新谷實三郎君 それから、保安庁の
かたに、あなたのは自分では使われ
るほうですね、併しそのいい性能のも
のを成るべく国産で安く作るという建
前でやつて、よく官庁がやるのです
が、あなたのはそれから例えば試作費と
か或る特別の機器の研究費というよう
なものを出して、そうしてどこかの
研究所なり或いはメーカーに特命して
やらせるといふことは可能なんです
か。
○政府委員(中村卓君) 只今までのと
ころは、予算にはそういうものはござ
いせん。先ほど申上げました
試作関係は、通信機以外の車両関係も
あつたのでございまして、これは非常
に苦しいやり方なんです。併し、こ
れは、この示した規格のものを作ら
せまして、そのうち試験に合格いたし
ましたものだけを指名いたしまして、
その指名でまとまつた注文をする。そ
れから指名を受けたけれども落札はし
なかつたというメーカーにつきまして
は、その落札をした値段でもつて一個
ずつの値段なら値段で試作させたもの
を買上げるというふうな、非常に消極
的な手段でやつておつたのでございま
すが、二十八年度国会で御審議頂いて
おります予算では、技術援助関係で委
託研究費五千万圓くらい入つておつ
たと思ひますが、その中で二十八年度
は相当いろいろと委託研究なんかやつ
て、そういう点うまく運用すれば相当
成果が挙るのじやないかと思つてお
ります。

議庁のほうに御説明に参りましたので
すが、甚だ残念なことは、テレビジ
ョン・セツトが非常に奢侈品であるとい
う観念があるのでございまして、実は
各方面に御説明申上げておりますの
で、現在輸入品が店頭にござい、ます

が、十七インチ、二十一インチ、或いは或る商店には二十七インチのセットがございます。そういうものを産省は助成をするのではございせん、いわゆるテレビジョン工業、いわゆる電子管応用の工業の育成をやつて行くのだ、而も一応電波が出ておりますので、先般の国会でも御説明申し上げましたように、五年後には一応百万の普及をして行きたい、それには一応年賦なり月賦で買えるような普及型と申し上げたい、それと関連いたしまして、産業用テレビジョンと申し上げましょうか、医学用にも使われておりますが、各工業用にも有線をもりましたテレビジョンが使われております。そういうものを本年度から研究をして行きたい。つきましては開発銀行のほうへ、ブラウン管及びテレビジョン受像機、超短波無線機、多重通信、そういう電気通信の尖端のものを含めまして、大體設備資金二十七億というのが出ておまして、そのうち開発銀行の金を融資して頂きたい十一億六千万を目下経済審議庁のほうにお願いをしております。それで、方針といたしましては、輸入も、御承知のように、今年の三月に振興外貨といたしまして通商局が或る数字を入れましたのですが、それ以来は、振興外貨によつてはセットの輸入はこれを中止して行きたい。それから、S・P・S、O・S・Sの方面から、いわゆる外国日用品のものも今更入れる必要もございせんので、そのほうの枠もはずしてもらいまして、今後は専ら国産品をもつて行きたい。こう考えておりますけれども、現在の需要面がやはり我々が考えており

ます十二インチとか、或いは十四インチというのでなくして、十七インチ或いは又二十一インチというような割合大型のものが需要があります。これは購買の面がそういう方面でないかと考えておりますが、ブラウン管は十七インチ以上は、現在殆んど言つていいほどできませんので、先ほど申し上げました開発銀行の融資によりまして、これが自給自足をして行きたい。大體来年からはできると思ひますので、十七インチ以上のブラウン管はある数量をきめまして輸入をしております。その輸入も、メーカーの生産計画と合せまして輸入をさせておる、こういうふうな状況でございます。

○新谷實三郎君 もうこれでやめますが、今のお話ですね、将来に対してはいろいろ考へるべきことがあるのですが、やはり普及をせよとあるのです、私のこれは間違つた考へであれば訂正しなければならぬのですが、家庭用の受像機というものをできるだけ安く作つて国民に提供されなければならぬと思ふのです。よく世間で言われているところに、大衆の集まつてゐるところで集团的にテレビジョンを見せる、これも、それは学校等必要な場合もありましようけれども、これは、集まる人が極く限られた範囲の人で、余りその普及がたくさんにはならんだろうと私は思ふのです。特に日本人の生活様式等から言ひましても、やはり家庭用の受像機が普及されないとこれは国民全体に普及しないだろう。その点から言ひましても、徒らに高級なものを試作して見ても、これは技術の研究は結構です、併し、そういうものだけを對象にしておやりになるのでは、今申し上げたように、国民の普及度とはな

上つて来ない。ですから、日本人のやはり経済の能力にも応じたようなものを考へねばならないと私は考へるのです。その意味では、むしろ十七インチとか二十一インチというものは値段からいつても到底家庭で買えないのだし、又それを買う必要があるかという、日本の小さな部屋ではむしろ大き過ぎるのじやないか。そうなるて来ると、もつと小さな、七インチとか十二インチという程度のものを少しでも安く作る、これをして量産させることを心がけて頂かないと、普及率があつて悪くなつて来るといふ気がするので、若しあなたがそれに賛成なら、二十八年度から七インチだつたら恐らくブラウン管なんかもできるはずですからね。試作費なり研究費なりというものを相当思ひ切つてお出しなつて、そういう普及型を安く作らせ方針をお立てになつて、そういうそれを推進して行かれたらうがいじやないかと思ひますが、その点はどうなんですか。又設備資金のほうは、若干準備中であるというお話でしたが、結構ですが、今度は各製造会社に対する関係で、余り眼を高いところに置かないで、やはり足下を見て進んで行かないか、これは計画倒れになりはしないかと思ふのです。その点御意見があつたら一つ。

○説明員(森雄次郎君) お答え申し上げます。今新谷先生からお話のございましたように、テレビジョン・セットを作りますには、特許の問題を先ず片付けなければならぬ。幾ら七インチを作れど、幾ら普及せよと言われましても、後進国のことでございますので、重要な特許を早く片付けなくちゃいけない。こう考へまして、現在R・C・A、E・M・I、ウェスチングハウスの特許を片付けた。現在日本ではR・C・Aの特許の契約は十五社やつております。こういうメーカーは、今新谷先生が言われましたように、七インチとか或いは十二インチという、早く国民の健全な娯楽機関であるといふように進んで行きたい。私たちが初めからそういう方向に、七インチ並びに十二インチのブラウン管の製造設備に對しましては、去年融資をいたしまして、現在このメーカーが五社ございますけれども、七インチ、十二インチは一応十分国内で間に合うと思つておりますけれども、七インチ、二十一インチが非常によく売れる。これは非常に我々の考へ方と違ひますのは、需要面がそういうふうにあるということ、今すぐに家庭へ入るといふことは、メーカーそのものにいたしましては、量産態勢がまだ整つてありませんが、先般の国会で申し上げましたように、この暮頃から、大體その設備資金の運搬がうまく行くと思ひますので、当時ブラウン管一インチ当り一万二千元と御報告しておつたと思ひますが、それが現在は一インチ当り一万円、場合によりまして、それ以下にだんだんと量産方式に入つて参つております。通産省といたしましては、早くN・H・Kと私のほうとで一応の想定のラインを作りました普及の線に沿つて行きたい、こういうふうな努力をいたしております。資金の面も開発銀行ばかりではありません、長期信用銀行の關係、或いは又市中銀行のほうへも我我一語に参りまして、いろいろとそ

ほうのお世話もさせて頂いて行きますが、一日も早くそのほうに努力して行きたいと考へております。

○新谷實三郎君 ちよつともう一つ、忘れましてから……これは将来の問題ですから頭に入れて置いて頂ければいいんですが、先般ラジオ受信機の問題について、物品税をどうするかというところでいろいろ我々のほうでも政府側と協議をしておるのですが、今は恐らくテレビジョン・セットは無税だと思ひます、物品税についてはですね。これは今後物品税の性格が變つて来れば別ですが、今の建前で参ります。

「委員長退席 理事島津忠彦君着席」

例えば今度やりましたように、百キロワットの電気洗濯機は、これは大いに主婦の勞力をセーブする意味で物品税をかけないというふうなことを物品税法でやつてゐる。そういう意味で言へば、これは物品税法のいゝんな見方があり、必ずしも一本の法律が出ていないためだと思ひますけれども、こういう物品税法であれば、少くとも高くつて普及されないというテレビセットですから、その物品税法上の取扱については、主管官庁の通産省がよほど気を付けてこの處理に當られたいと、そのために又普及を妨げるという結果になるかと思ひます。単純にテレビセットは贅沢品だから最高の物品税をかけるのだというこゝになつて、あなたがたやメーカーのほうで如何に努力されても、又その部分が普及を妨げる結果にしかならない。今申し上げたような点、洗濯機等の例もありますから、物品税法上の取扱については、近

い将来に又問題が起りましようから、通産当局としては十分留意して頂きたい。今日はこれだけ申上げておきます。

○理事(島津忠彦君) ほかに御質疑はございせんか。なければ、次に有線電氣通信法案、公衆電氣通信法案、有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案、以上いずれも予備審査を一括議題といたします。

前回に引続き質疑を行います。

○小林孝平君 ちよつとお伺いいたします。今回のこの電話料の値上げは相当世論の反対も強いのでありまして、このような情勢でこの値上げの問題を取上げられたには、よほどはつきりした必要性を認められた上のことであろうと考へておるものであります。又、これに關する正確な基礎資料も十分整えられておることと思ふわけでありまして、このような大幅な値上げをするなら、同時に公社の経営についても相当思い切つた経営の改善、合理化を考へられておると思ふのであります。それではまあ経営の合理化という、すぐ人員の整理というようなことを考へられるのでありますけれども、私はむしろこの電話につきましても、この従業員に適正な給与が与えられないで、支払われていないというような結果、その能率が非常に落ち、或いは勤務場所の衛生状態なり、その環境が適切でないものであるから、全体の能率が下つて、そうして、経営全体としてうまく行かないという点もあらうと考へているのであります。それで、こういうような人員の配置、その他の点が十分よく行つてゐるかどうかという点について、私は後刻いろいろ十分資料を提

供して頂いて御説明を願ひたいと思ふのでありますけれども、ここでそれと同時に又公社で購入しているいろいろの資材というものは、金額にすると相当莫大のものであると思ふのですが、これらの仕入価格が一般の企業に比べて相当高くなつてゐる事実はないかという点について、十分研究して見る必要があると思ふのであります。そういうようなことを、今後いろいろ資料を提供して頂いて研究するわけでありまして、しなれば、本日は一つこういうことにも關連いたしましてお尋ねいたしたいのは、今の料金というものは、多少今回の値上げになつて、この改訂表などを見ても、或いは現在の電話の特急というやうなものになつてしまつて、それによる収入の減を見たり、或いはその他の収入の減を見ても、私はこのほかに、今後公社の経営が改善されると収入減として挙つて来る項目があるだらうと思ふのであります。例へば今一つの例でございまして、市外通話料でありますけれども、今これは三分間まで一通話、それ以上は二通話、こ

ういうふうになつておりますが、この一通話、二通話というこの時間を計るのに、一般の利用者は相当これが正確であるという不満を持つておるのであります。これは従来からも相当不満は強いのであります。ところが何しろ相手は役所だといふので、文句を言つてみてもしようがないし、又、水掛論になりますから、黙つておる人が多いのでありますけれども、この通話料の時間が正確であるといふ不満は、非常に、予想以上に強いのであります。

又、事実相当これが私は正確に行われておるといふ事例も私事として知つておるわけでありまして、そこでもまあお尋ねいたしたいのは、こういう通話料の、これは私は何も戦後税金が、税務署は税金を徴収する際に、まあ割当をして、水増し徴収と言いますか、何か余分に中央から末端に割当てられた關係上、余分に税金を取つてゐる傾向があつたのと同じだと思ひます。せんけれども、むしろこれは従業員が非常に給与は十分でなく、或いは過勞である、或いは機械が不備であるといふやうな結果、こういう事態が起つてゐるのだらうと思ふけれども、その原因はいずれかといひたしても、そういう事実があるといふことを総裁はどういうふうにお考へになりますか、お尋ねいたします。

○説明員(堀井剛君) 只今の通話料の不正確という問題についてお尋ねがございまして、通話料は市外通話を取扱います交換台のところにそれ〴〵時計を備えておまして、そうして通話開始のときに、その時分を記入し、そしてその後は三分ごとになる信号を送つておるわけでありまして、今の状態において、さうな不正確な通話時分が行われるといふことはちよつと想像に苦しむのであります。併し只今お話のありました通りに、従業員が過勞であるとか、或いは配置が不足であるとかいふことのために、まあ記録間違いをしたり、或いは誤まつてもう三通話になりましたといふことを申上げんとも限りませんと思ひますが、余りにさうな苦情につきましても、激しく今日まで聞いてはおらなかつたのであります。なお詳しいことに

つきましては、営業局長からお答えしたらどうかと思ひますけれども如何でしょうか。

○小林孝平君 総裁は今全然私のこの質問に対して、從來殆んど総裁としてそういう苦情をお聞きにならなかつた、そういう事実はないかといふやうなふうにお話がありましたけれども、これは相当広範囲にさういふ不満があるのです。たゞ〴〵これは総裁の耳に達しないだけの話で、なお又私が先ほど申上げたように、今までは役所でやります。今度は公社になつたけれども、大体まあ余り切替へられていなくなつたことで、相手は役所だし仕方がないと言つて泣寝入りをしておる人が相当あるのです。それで私はここに一例を申上げますが、私の知つておる人が、まあこれは一つ確めてみようといふことで、さういふことで二分間話をして、先ほどの電話は何通話ですかと聞いた二通話と言ふ、二分しか話をしないのにおかしいやないですかといふやうな問答があつたけれども、それは泣寝入りに一応なつた。金額も大したことはない。ところが総裁がおつしやるようにさういふ非常に正確にやつておるものなら、現にまあ正確にやつておると言ひましても、これは時計を見ることがありますから、その理論上は時間過ぎてしまふばもうわからないから一通話のものが二通話になるかも知れない。それで今の話はそれが非常に正確に行つてゐるものなら、その確めた二人が通話したわけでありまして、が、当時はまだ公社になつておりませんが、相手の人に直ちに電話で以て、相

京と通話されましたが、それは何分お話になりましたかと、こういう問合せがあつたのです。非常に正確にやつておるならばさういふことを確める必要はないのであります。怪しいと思ふから確めたのだらうと思ふ。それなのに先ほどは二分間ぐらいしか話をしなかつた、さういふものだから収まつたけれども、それをうつかり三分間話をしたといふことであつたならば、さういふ慌てた人はえらいお叱りをかうむつたり、恥をかいたりしただらうと思ひます。これと同様な例は幾多あつたろうと思ふのです。一々こゝで例を申上げません。そこで総裁は、さういふやうにおつしやいますけれども、先般東京都内の電話局を視察いたしました際もその点をお聞きしましたら、さういふ事実はあり得るというところをお答へがあつたのです。そこで私は運用局長から御答弁をこの際どういふことだからと改めてお聞きしました上で又質問します。

○説明員(田邊正君) 只今市外通話の問題について総裁からお答へがありまして、この点に補足して申上げます。只今市外通話の時分は極めて正確であるといふやうなお話でございましたが、これは私のほうでも絶対にすべてが正確であるといふことは申上げることができません。いづれにいたしましても、とにかく一人の電話のオペレーターが三回線乃至三回線半持つております。従つて、その取扱う通話につきましては絶対に正確にやるといふことはこれはもう無理でございまして、従つて、多くの取扱の中、幾分かの間違ひがあるといふことは、これは申上げてよろしいわけでございます。

それで、然らばその通話の記入を正
にいたしましたためにどういうことを
らしておるかということでございま
。この問題は我々といたしましても
番大事な問題でありまして、と申し
すのは、すぐに加入者から頂く料金
関係することであります。私どもは
おるわけであります。それはそうい
うに交換事務員が気が付いたらもう
話が終わつておつたというようなもの
交換証にしるしをつけましてそうして
それを整理いたしまして、それに対し
て通話の切下げをいたしておるわけ
であります。

客さんか不当にお金は頂戴しない
いうことを十分考えておるわけでございまして、そういう意味から市外通話の記入につきましては今日まで電信換従事員にも十分気を付けてもらっております。電話の市外交換につきましては、それは電話の交換事務員が交換の扱をするにつきまして、お客さんにしてどういう用語を使いぬか、或いはどううな交換の取扱につきまして、切に亘つて監査いたしておるわけですが、特にこの市外通話の交換に時間を記入することにつきまして一番重点を置いて監査いたしております。そうして又オペレーターには交換扱土加入者が市外通話が終わりますという灯りが消えたりいたしました。こちらのほうで市外通話が終つたということを確認できる仕掛けになつておるわけでありますが、まあそういう灯りで市外通話の打切りについて

それからもう一つは、これはそう多くはございませんけれども、加入者のほうから只今お話のございましたように、自分の市外通話の通話の回数が違つておるといふうな申告が、苦情の申入があるわけでございますが、そういうものに対しては、これはまあ考え方によりますという、まあ只今お話のような、自分で時計をちゃんと見ておるといふうなこともございましては、これは水掛論になるような場合もあるでございますが、そういう場合におきましては、できるだけお客さんのほうの有利になるように時数はきめて参るということにいたしておるわけでございます。それで、現在市外通話の苦情につきまして多くの申入があるかと申しますと、そう多くはないと私は確信しておるわけであります。今申上げましたような次第でございまして、十分にオペレーターに気を付けたいた

思ひます。

市外通話が終つたということを確かする。そういう仕事を一番先にやりさいというふうに指示いたしておるわけであります。併し、その中にも、申上げましたように数多い取扱でありますからして、見たならばもう通は終つておつたというのが若干ござります。そういうのは一定の標準を設けて通話時数の切下げをいたして

それからなお今のお話に関連いたしました、打切りが不正確であるというのは、これはロードが重いのではないかとのお話でございましたが、これは大体、只今申上げましたように、これは回線によつて違ひまするけれども、大体三回線或いは三回線半一人の交換手に扱つてもらうわけであります。そうして、それは我々のほうがい

ろいろの条件を考え合せまして、
〔理事島津忠彦君退席、委員長着席〕

大体適当な取扱量であるというふう
に考えてやつておるわけでありまし
て、お話のような交換手のロードが不
当である、或いは給字が悪いというた
めにこの打切りが不正確になるという
ふうには我々考えておらんでありま
す。

以上申上げましたのは市外通話の問題でございますが、なお市内通話につきまして度数計のお話ございましたので、ついでにお答え申上げておきます。市内の度数計、度数の調査はかようにいたしておるわけであります。毎月加入者の度数計を一遍見るわけであります。見ます場合に、これはアメリカなんかでは写真を使っておるわけでありまして、私のほうでも今写真で撮

るようなことを研究いたしておりますが、近く実施できると思っておりますが、只今は写真によりませんで、三名が一組になりまして、一人が度數計を讀上げまして、それから二名がそれを書くわけであります。それでやつておくわけであります。それでそういうふうに集まつて参りましたものを加入者の番号別に整理いたしまして、そうして前月と比較いたします。そうして前

月には比へまして非常に殖えたもの、或いは又非常に減つたもの、それを抜出してしまして機械の係のほうへ、この加入者は非常に通話数が前月と大きな異同を示しておるが、度数計が間違つておるのではないかということを知合ひいたします。そうしてその照会によりまして機械の關係の部門ではその度数計を調べまして、間違つていなければそれ

でよろしくございますが、その度数計が間違っておりまうとその度数の更正をするわけでありまう。その更正をいたしまう方法は、機械の度数計の故障が直りまうてからの一週間と、それからその前月の一カ月分とを比較いたしまして、その低いほうによつておる

わけであります。それから、なお、加
入者のほうから市内の度数につきまし
てのいろ／＼な苦情の申出があります
が、それはもう今申上げましたと同じ
ように、そういう苦情があつたものに
つきましては、機械のほうにその度数
計の調べをしてもらひまして、そうし
て今申上げましたと同じ方法で以て更
正をいたしておるわけであります。そ
れから、なお、現在東京には度数計に二
つございまして、古いのと新しいの
があるわけであります。そうして古い
ほうが少し故障の率が高いようであり

ましてそれは今年中に全部新しい方式に換へるように只今進めております。新しいほうにおきましてはその度設計の間違ひというのは極めて少いのであります、これは本当はもう絶対に間違つては相成らんものでありますから、まあ東京で二十数万ございまするが、まあ東京で二十数万ございますから、その度設計が全部一つも間違ひなく動くということは、これは少くとも現在におきましては不可能な状

況でございますが、併し新しい方法によりますればその点はよほど改善されるわけでございます。度数の点につきましては以上のようにいたしておるわけであります。

○小林孝平君 私は只今のお話は非常に不満なのでございます。全くお役所式なお座なりの御答弁だと思ひます。人々苦情が余り聞かれないということ

を言われるのですけれども、それはそういう組織の中にデンとおさまつておられるから聞えないのであります。一般には相當の苦情がある。それをなぜこれは言わないかという、先ほど言つた通り、かけてしまつたものはもうわけがわからん、たま／＼一つやつて

見ようというこゝでやつて見ても、先ほど申上げた通り一蹴されておるので、だから云わない。それからこれは少しくらいあれであつても、今は電話をかけてもなか／＼からん、電話料が高くて、皆はかかれば有難いと思つておるくらいなのです。従つてこれは至急、特急などという制度があつて、よほど止むを得なければ、昔は特急至急などというものはかけなかつたのを、皆一般の一人でもつまらない仕事でも至急、特急といつてやつておるわけで、だから二倍三倍の金を出しても、

とにかく通ずればいいという頭にも
戦後なつておるのです。だから多少
誤まりはあつても、まあそういう相手
は役所である、それからまあ通じれば
金は高くてもいいという観念だから黙
つておるのです。それから今おつしや
つた度数の問題にしまして、まあ非
常に細くなるからやめますけれど
も、局長はそうおつしやいますけれど
も、この問題を持たんだ場合も知つて

いるのですが、持込んでもこれは機械でやってることですから間違いないです。それから更正を云々という話なんです。それもありましたけれども、これも機械自身も間違つておつて月々の変化が恒久的にいつも高く出るといふ場合もあると思うのです。だから更正をしますとおつしやいまして、そう

はなか／＼行かん。ともかくいろいろ／＼おつしやいましたけれども、私は総裁にお尋ねいたしますが、今局長からもこれについては誤まりがある、この責任者の立場で非常に内輪にこれを言われましてけれども、なお且つ誤まりがあることを認められたのですけれども、総裁もこの点は確認されるだろうと思うのですが、如何でございましょうか。

○説明員(梶井剛君) 今運用局長からお答えいたしましたのは、市内通話時間の誤まりと、それから市内の度数の誤まり、この二つになつております。で、市外通話の時は時計によつて計つておりますのですけれども、それを交換証に記入します際に、今のような人としての誤まりがないとはこれは限らないのであります。で、時計そのものが狂つておるといふことは殆んどないものであります。若し交換手が疲れておりました、つい通話が済んだランプがつかまされたときに切るのを忘れて、そうしてあとで切りますとそれだけ時間が延びたことになりす。従つて一通話であつたにもかかわらず二通話になつたというふうなことは、これは人が取扱つておる限り絶対にないといふことは申上げかねると思ひます。併しできるだけそれを防ぐために監査を後方からやつておりました、そういう誤まりをしないようにしておるわけでありすから、今後先ほどお尋ねがありました通りに、過労にならんように人間を十分に配置し、且つ又休憩時間を相当に与えることによつてそういうことを極力絶対にない域まで持つて行かなくちやならんと考えております。

それから度数計の問題につきましては、これは昨年来度数計の過算、つまり余計登算する、間違ひなことを徴収しておるといふ苦情は相当ございす。これにつきましては根本的に直さない限り、非常に信用に關係するといふことで、機械を取換へることにしております。つまり古い度数計を全部取換へる、それからもう一つは度数計の回路に少しづつ所があります。それに対してはもう一つリレーを余計付けまして、それをそういう過算の起らないような状態に持つて行こうといふことで昨年来やつておりますのです。が、数が非常に多いものでありますから月日が少しかりまして、今年の九月までに全部改良は完成するはずでございす。この過算につきましては、自分のほうにもそういう機械的な欠陥があるといふことを承知しておりますから、前月との比較をしたら、或いは又加入者のかたからそういうことのお申出がありますとその通り訂正するといふ方法はとつておりますが、将来におきましてはそういう間違ひは極力少くする方針であります。

○小林孝平君 これは今ここに証候はないんだから何とも言われせんけれども、今の時計を見る場合でも、人情として仮に三分まで一通話だ、こういうことになれば、まあ三分近くまで話をしてそこで打切るといふのが普通の考え方でありす。二通話なら六分近くまで話して打切る、だからそこは十秒乃至二十秒の差で以て一通話から二通話、二通話から三通話になるんですから、非常にこれは正確にやらなければ非常に間違ひが起きやすいのです。それほど違わぬ場合でも相当間

違つておるのですから、もうその辺の近くに来たときの場合といふものは、これは相当あるわけなんです。それがなか／＼あなたたちのところへ行かないといふのは、それは役所の組織、公社というものの組織でその壁が厚くて耳に達しないといふことなんで、これはむしろ更に公社の組織を民主的にやる、運営を民主的にやるという必要があることを認められたものだと思ひます。そのことを認められたのだと思ひます。それで幾ら弁解されても、これは相当莫大な金額が不当に徴収されておるといふ事実は、私は蔽うことができないと思ひます。それで私はこれを今公社に追及しようと思ひわけではなくて、今後合理化をこの料金の値上げに伴つて、配當を適正にし、人員を増加し、或いは給与をよくし、その他機械を換へたりした場合、現在極端に言えば数億、数十億の不当徴収があるかも知れん、そういうものがマイナスになつて来るのです。そうしますと、今増収幾ら幾らと計算されておるけれども、やつてみたら今度はマイナスになつた、こういうことになつて、二割五分の値上げをしてみたが、さつぱり経営はうまく行かないんだといふことになりはしないかと私は心配してこの問題を取上げておるのです。これは一つ総裁をいじめてやろうといふのでやつておるのではなくて、いじめてやるつもりならもつと具体的に私は例を持つておるから挙げてやつてもいいのですけれども……そこでそういう考え方でやつていますから、私はこの際公社は一体幾らぐらゐの不当徴収があるといふことを、ここに収入減何%といふものをやつておられますが、私はこれ以上の、例えば度数制に

よる使用度は……何かありましたね、そういうふうな増収になるということばかり考えていないで、従つてそういうものもありますから、今後経営の合理化に伴つて一体この不当徴収は何%減収になるかという数字を是非出して頂きたい。一方これはいづれ私は郵政大臣にお尋ねいたします。この責任は重大な問題だらうと思ひます。これは極く僅かでございます。僅少でございますとおつしやいまして、これは実際は何億、何十億であるかも知れん。あなたたちはそれを否定される手段がないだらうと思ひます。私はここに一つの例を挙げれば、これは私自身の問題であります。私の或る月の電話市外通話料が非常に多くなつておる。私は殆んどかけないのに多くなつておる。なぜ私は市外通話をかけないかといふと、先ほど申上げましたように、非常にこの市外通話料が加算々々で、終戦後市外通話料はいつのまにか三分間が一分間になつたといふ間は思つていたのです。電話をやめて郷里へ帰るときは打合せは電報でやつておるから余りかけない。そこで或る月非常に多くなつたからその内訳を聞いたのです。ところがどこ／＼までは三通話、そうしてそれが三倍の料金になつておる。私の通話料はすべて三倍になつておる。そこで私はなぜそうなつておるかといふ質問をしたら、あなたの電話は、これは進駐軍関係係はバイヤーとしての使用でありますからそういうふうな三倍の料金です、私は国会議員でありますからそういう関係はない、こつ言つたら、それはおかしいといふので、いろ／＼やつてもらつておつた

ら、三倍とつたのは、これも千代田局に行つたときにわかつたのでありますけれども、進駐軍関係係にそれにバイヤーも含むのでしようが、すべて通話は特急で以てやる。従つて原則として三倍の料金を払うということになつておるといふことは数日前にわかつたのですけれども、この問題は料金の修正をしてもらいましたのですけれども、さきやかな私の通話料にもこのやうな重大な間違ひがある。恐らくこれはたまたま私がやつて見たから、前からおかしいと思つていろ／＼の人の不平を聞いておつたから私は聞いてみたのですけれども、そういうことが起つておるのです。従つて私は恐らくこれは数億、数十億の不当徴収があるのじやないかといふことを私は確信してゐるのです。従つてこれは今総裁に、いづれは郵政大臣にこの責任をお尋ねいたすつもりでありますけれども、その簡単に極く僅少であらうと思ひますなどといふことでやつておつたのでは、私は料金の値上げが必要であれば四割でも五割でも必要なものは上げなければならぬと思ひけれども、一方ではそのような不当徴収をやつて、極めて不正確な事業の運営をやつておつて、徒らに値上げだけ要求されても困るだらうと、こういうふうな思ひがあるので、これに関連しまして、これは水掛論でありますからやめますけれども、とにかく一つ総裁にお願ひいたしますのは、一体幾らぐらゐのそういう市外通話料の不当徴収並びに度数料の不当徴収があるかといふことの資料を御提出願ひたい。

○説明員(梶井剛君) 誠にさうな不当徴収がありますことは、我々責任者

第十四部 電気通信委員会会議録第六号 昭和二十八年七月三日【参議院】

七

として申訳ないことと思います。只今
実例をお挙げになりました、非常に公
柱側で誤解しておつたために三倍
の料金を頂くようなことを御請求し
た、こういう誤まりはないとは勿論限
りませんが、事実問題といたしま
して加入者のかたからそういうこと
を摘発して頂きました分は判明いたし
すけれども、そのままだらないで済
んでしまつた分は、これはちよつと証
提書類も何もなくてわかりにくいん
じゃないかと思ひます。従つて今のお話
のように不当徴収の金額を調査して出
せというお話でありますけれども、出
しませんでしたかというのを全部含
んでおるかどうかということに多少疑
問を持します。従つて今のお話のよ
うに、僅少だということばかり言つて
おるが、場合によつては数十億になり
ませんかというお話でありますけれど
も、若し只今判明する程度において調
べました結果、或いは億にも達しない
、或いは千万円にも達しないという
結果が出ないとも限りませんが、さ
うなときにはこれは間違つてゐるんじや
ないかというお尋ねが自然起ると思ひ
ますけれども、今申しましたように、
さうな不当徴収が若し判明してあり
ますならば、我々は全部お返ししな
くちやならぬものであります、事実
問題として数字を集計することは非常
に困難じやないかと思ひますが……。

これは私のはもうはつきりしておるか
ら取消したけれども、その前に時間を
計つて申入した場合でも、相当長距
離離れておるところの相手と夜間の一
時頃あなたのおところは何か分らない話
たというふうなことを熱心にお調べに
なつた上にも、なお且つ御訂正になら
んのです。だからそういう数字を出し
てくれ、如何にも総裁のお言葉は、私は
非常に総裁は立派な民主的なかただと
思つておつたけれども、やはり公社の
総裁ともなると、そのお答えは極めて
事務的であつて我々不満足なんです。
もつと私は率直にそういうこともある
なら一つ調べて、このくらいになつて
いるだらうという御答を頂くかと思
つてやつておるのに、非常に予想外で
失望したのでありますけれども、私は
そういうことでは駄目だと思ふ。今後
度敷料の問題については現に機械を整
備して、この九月から細かく今までは
余計に間違つたこともあり、少く間違
うこともあるけれども、今度は余計には
出されないように、少くだけ間違つた
うな機械を揃えつければ……さうい
う機械があるかどうか私は疑問なん
ですが、非常に熱心にそういう機械を揃
えつければ、そういうことでございま
すけれども、そうすることになれば収
入減になるのです。それからこういう
問題が国会で取上げられたということ
になれば、少くとも総裁は今後は嚴重
にこの時間の問題については人員の配
置などを適正にされ、恐らく今後こ
うの間違いがないようにされると思
うのですが、そういうことになれば立ち
どころにこれは数億、十数億か数十億
か知らないけれども、収入減になるの
です。こういう経営上重大な問題を、

もう簡単にそういうことはありませ
んとか、調べられないとか何とか言つて
おるんでは、折角二割五分をお上げに
なつてもそれが何にもならないで、こ
の市外通話を正確にし、度数を正確に
したことによつて帳消しになる、設備
の拡充ができないということになるん
じやないのですか。折角設備の拡充を
して、私はこれはいいことだと思つて
おるのです。だからそういうことを考
えればこれは二割五分と言われており
ますが、これは四割値上げをしなけれ
ばならぬとか、或いは五割値上げをし
なければこの五十年計画というものは
達成できないじやないか。総裁が折角
おやりになるというのに何にもなら
ない。ただ加入者から取つていた不当
料金を、今度は取らなくなつたとい
うことで二割五分が帳消しになつたとい
うことになりはしないかと思つて、心
配して私は言つておるのです。余りに
簡単にこれは僅少でございませうとか、
これはないかというふうなことをおつ
しやつては困る。もつと衆智を集めて、
不当徴収が幾らあつたかという数字を
お出しにならないければ、私は、少く
も私個人としてはこの料金の値上げの
問題は今後審議が十分できないんじや
ないかと、こういうふうと思つており
ます。

と、ただ記憶でこうだああたという数
字も出ません。而も全国に拡がつてお
ります各電話局における事故の徴収で
ありますから、正確に数字を出すこと
が非常に困難だということはどうも止
むを得ないじやないかというふうな考
え。併しお話の通りに現在までのわ
かつておりました限りの過当徴収につ
きましては、調べて御覧に入れます。
○小林孝平君 総裁に御覧に入れます
て、こういう事態が起る原因の一つ
が、これはいろいろ原因がいろいろあ
りまして、その一つといたしまして、こ
れは先ほど総裁が、もうそういう申
入ができないとおつしやいましたけれ
ども、申入ができない理由の一つがあ
るわけですね。それはどういふことで
あるかといへば、現在公社は料金の請求
に當つて総額だけしかお示しにならな
い。基本料金幾ら、度数料幾ら、市外
通話幾らというふうな総額だけばんと
出してある。どこに幾らかけたかわか
らない。これが総額でなく内訳であれ
ば、これは先ほど問題になつた進駐軍
の關係なんか直ちにわかるのです。そ
ういふ総額だけやつておられるからこ
ういふことになるのです。この総額だ
け示すなどという、こういう経営のや
り方は、これは役所でやつておつた時
分はいいけれども、公社になつたら少
くとも改めなければならぬ。この総額
だけ示すというところは、これは料理屋
並みの、料理屋のつくと大体同じで
す。内容はさつぱりわからぬ。ただ何
千何百円、何万何千円……料理屋のつ
け並みの経営をやつておられる。こ
ういふ非合理的な経営をやつておられ
るんでは、先ほどの又もとに戻ります
けれども、二割五分上げても三割五分上げ

ても設備の拡充はできないんじやない
かと、こういうふうな思ひのようですが、
総裁は一体どういふふうにお考えにな
りますか。
○説明員(堀井剛君) 只今のお言葉
に御尤もだと思ひます。私自身がやは
り料金を徴収されますときに今の総額
だけ参りまして、ときによつてなぜこ
んなに多いんだらうと思ふに思ふこと
とがあります。その際に市外
通話の料金の内容を電話局に聞きます
と知らしてもらへるものですから、事
実においてどこへかけたかということ
も判明いたすわけでありまして、これは
余談に亘りますけれども、自分の家の
者はかけませんでもよく隣近所の人
が来て市外通話をかけて行つて料金も何
も置かないで行つておる場合があるの
であります。そういう場合のことがよ
くわからぬで括つてしまふ。意外に多
い料金を徴収されることがございま
す。今のお言葉の通りに料金の内容を
基本料金と、度数料金と市外通話料金
というように区別して出すことは非常
に必要かと私は思ひます。なおその方
法につきまして私自身もこれからやる
ことでありますけれども、具体的に
く事務を知つております営業局長から
ちよつとお答えいたしたいと思ひま
す、如何でしょう。
○小林孝平君 総裁は料金の徴収証を
御覧になつたことはないのじやないか
と思ふ。基本料金は幾ら、度数料金は幾
ら、市外通話は幾らという数字は現在
あるのです。市外通話の内訳が幾らだ
というのがないのです。総裁は如何に
も御覧になつたようなお話だけれど
も、そういうものは全然見えておられ
ないというのを暴露しておられるので

す。こういうことではどうも今までお話ししたことも相当あやしいものじやないかと思ひますが、私は度数は五で割れば、百円なら二十回かけたということではつきりわかつておるのです。市外通話は新潟へいつつか、何通話かけた、仙台にいつつか何通話かけたというその内訳が必要なんで、これをどういうふうにお考えになるかというところをお尋ねしたのです。

○説明員(吉澤武雄君) 今お話のありました通り、現在は市外通話一本、基本料、度数料、或いは託送料、こうなつておるのです。かねてからの点につきましては非常に不親切で、何とかこれは細目ができないかという一般の要望のあつたことは十分聞いておるのです。併しこれを全国的にやりますとなく、これは手間がかかります。今日の料金の期日が一定の月末でありまして、それから十日間にすべてやるといふような関係もございまして、実は未だに実施できないのでありますが、私どもの考えとして、こういうふうな今取運んでおります。お説のごとく市外通話につきましては、どこへ何通話かけたかというのを明瞭にするという事は非常に大事でございまして、今回I・B・M、アメリカの機械を東京に試験的に備へつけまして、機械的な作業によりまして明瞭にそれができまして、一々加入者のおかたに市外通話の分析ができ、且つ又度数料の点もつきり何通話というようにしたいと、目下この機械を購入しまして、半分ほどはできたのであります。実は早ければ本年中に丸の内一帯の局だけはそうしてみたい、こういう気がまえてござい

すが、これだけで放つて置くわけではございせん、実は御不審の点があるかたには十分その内容をお電話なり或いは書面を以て御報告するということが、どうかそういうように御了承願ひたいと思ひます。

○小林孝平君 まだいろいろ問題ありますけれども、本日はまあ一つ極く簡単に伺いたいと思ひますが、料金の徴収の問題で、電話料は郵便局なり或いは銀行なり何月の何日まで納める、こういうことで我々は納めております。私はこれも公社になりましたら、金を取りに来るくらい親切があらつてもいいのじやないか、そういうことは今後おやりになるおつもりかどうか、そういうことはやる意思がないかどうか、お伺ひいたします。

○説明員(吉澤武雄君) 実はその点につきましては誠に官儀的だという一面の御批判やら御要望を伺つておりますが、或る所で試験的にやつて見たのですが、これは結局当時の通信省或いは電気通信省時代だったので、結局ガス水道と同じに、こちらが行きまして金を集める、それは局員でなくてそういうふうな人を使ひましてやつて見たのですが、残念ながら持逃げをさういふ代行機関に当るところの、しつかりした面も或る程度保証しなければならん、保証金とかそういうこともその使つた職員の間においても考えなければいかんということ、実は断行の域に達してありません。従つてそれよりも私どもはどこにでも金を納められる、銀行へも納め得るようにするといふようなことを考えましたが、期間

が過ぎますという全部電話局でなければならん、こういうことになつておる、これ又御不自申をかけております。それにつきましては今回の公衆法が施行されるならば、委託という方法でもできまして、あらゆる期間にその電話料を納めるといふようなことも考へ、進んでこの徴収期以後におきましてもこちらが成るべく御連絡して、そして一定の場所へお届け願ひたいといふふうな、その面でサービスを考えておる、こういうことであります。

○小林孝平君 持逃げの心配をされましたけれども、私もよく考へて見ました、そういう持逃げを心配するといふことになれば、新聞の料金でも、ラジオの料金でも、電気でも、ガスでもそういうことになる。電話料だけ持逃げするといふ確率が高いように私は思ひます。それは簡単に持逃げをするから駄目だといふようなことではなくして、それならもつと責任ある人を配置するとかやうなことがあると思ひます。私はこれは非常に大きい金額の場合よりも、むしろ小さい二千元とか三千元とか払う場合は却つて煩わしいから忘れる、忘れておれば今度は止めてしまふといふことになつて非常に困るので

す。だからそこをもう少し考へて、これは今持逃げだけを言ひましたけれども、私は一律に月末に徴収するから時期的に困難であるといふような御説明もあるかも知れませんが、それはむしろ月に三回くらいに分けてやつたら人員の配置上もよく行くのじやないかと思ひます。これは簡単にできませんといいふことでなくして、金額の多少はありますけれども、ラジオでも何でもやつておるのに、電話料だけできな

いといふことは私はないと思ひます。だから一つこれも考へて頂きたい、こういうふうな思ひです。

○説明員(吉澤武雄君) 実は持逃げだけのことで申上げたのですが、それ以外にもいろいろ、実際に効果のある方法を考へまして、一応私どもも腹案を持つております。ただ直ちに全国的にやれませんが、そういう方法をできるだけ今後研究したい、こう考へております。なお料金を月末に一方所と同じように取ることにつきましては、御説のごとく人の経済上或いは加入者のかたのいろいろ家庭の事情もありまして、そういうようなことを考へまして、大都市におきましては大体地域ごとを異なりましてやつておる次第であります。これが効果がよければ全国的にそういうことをやりたい、成るべく加入者にもよく、又忘れないで電話料をお払い下さる、こういうことと今後十分注意したいと思ひます。

○小林孝平君 まだ数点ありますけれども、本日はこの程度でやめますが、先ほどの不当徴収、不当という語弊がありますが、間違つて余計取つたという料金の調べ、これは非常にお座りのものでなくて、本日に今後の経営の合理化をやつて、二割五分で果してその料金の値上げが適當であるかどうかといふことにも関連いたしまして、もつとさつぱらに資料といつては何ですが、見込をお聞かせ願ひたい、こう思つておりますから一つお願いいたします。

○説明員(梶井剛君) できるだけやつて見ます。

○新谷寅三郎君 それに関連して、料

金の徴収問題ですが、電話料は納める建前になつておりますけれども、各事業とも公営企業は非常に料金徴収のためにロスが多いのじやないかと思ひます。例えばN・H・Kの聴取料、水道料、電燈料、ガス代金というように、それ

ればいろいろ取つておりますが、これはやはり郵政大臣あたりに聞いたほうがいいかも知れませんが、こういう公営企業の料金を集めてくれるような公的な機関を作りますと、全体として非常に経費が安くなりますし、国民の側から言つても便利だといふことになる。こういうことについてはいざ郵政大臣にもお伺ひしたいと思つておりますが、お考えおき願ひたいと思ひます。単に電話料だけの問題でなくして、電話料については小林委員の御意見もありまして、それ、に皆なばらばらに集めてやりますと、たしかN・H・Kの手算で見まして、あれだけの約千万の聴取料を三月ごとに集めて廻るだけで二億幾らの経費がかかつておる。それ、の公営企業はそれ以上の金を使つておるのじやないか。これは国家的に見て全般的に考へなければならん問題だと思ひますので御研究おき願ひたいと思ひます。

○説明員(梶井剛君) 先ほど小林委員からのお話の通り、電話料だけが行かないで、加入者のほうから納めるという非難も随分私は聞いております。又納めないとすぐ通話を停止するぞと言つておどかさうなことを言つたりしますことも見聞しておりますが、只今新谷委員からのお話のありました通り実際にこちらで徴収しますと非常に経費がかかるということもありまして、こちらからいに行くことについて、

やらなければならぬと思ひながら、まだ研究過程にあるのであります。で、新谷委員のお話のように公共事業が数多くあるのだから、そのものが皆共同して一つの徴収機関を作つて、そこに委託して徴収してもらつて、そのことになれば手数料も大分省けて、経費も安くて済むという御意見は誠に結構な御意見でありまして、私も思ひました。でもそういうことができれば、非常に幸ひと思ひますから、研究いたします。

○津島壽一君 これは質問ではないのですが、審議の段取りでちよつとお伺いしたい。今度のあれで非常に重大なのは料金の改訂増加で、ほかの案文等は前国会で殆んど御審議になつておるやうに伺つておりますが、これの内容が余り説明されていないのであります。その点この審議の日取りで、今日はあと時間もないのでしようが、この次は六日と申しまして、成るべく早い機会に料金の値上げの案の御説明を十分願つて、そして質疑をしたいと思います。問題がたくさんあるでしようが、そういう中心問題を一つ取上げて頂いて我々のほうに研究する時間の余裕を与えて頂きたいのです。いつまで審議されるか、向うの衆議院の予算の通過の時期もございまして、釣合を図られてやつておられると思うのですが、これについてよく一つ説明を伺つて、そして委員としてその案の内容を細かく承知したい、それで考えたい、こういうふうには今後議事進行について委員長のお考えを承りたい、こういうわけですね。

○委員長(左藤義隆君) 先日金光監理官から大略は御説明があつたと思ひま

すが、今おつしやつたような詳細な点については私も思ひていないと思ひますので、この次の機会に一案案が今度二割五分案になりますその内容の一点につきまして詳細御説明なり資料を頂いて審議いたしたい。津島委員の御説明如何でありますか。

○委員長(左藤義隆君) さうに一つ取計らいます。

○三浦義男君 ちよつとお伺ひ申し上げたいのであります。四月から七月までは暫定予算で参りましたのですが、この間にやはり年度当初にお考えになつていたような建設計画が一掃なりとも実行されておりましたのですか。

○説明員(梶井剛君) 国会解散によりまして四月の間暫定予算でやるといふことになりました。従つて計画といふしましては料金値上げを含まない程度の金額が決定されております。それに伴ひまして我々は年度当初から工事その他の手配をすべてしてしております。併し従来年度当初から工事が往々にして行われませんで、多くは九月頃、約半年近く経過してから初めて仕事が行われたという欠点がございます。従つて本年度はさうなことを是正する意味におきまして、前年度予算を提出するときに大体の手配をいたしまして、四月から着工してありますけれども、併しこの四百六十一億の建設計画そのものが毎月々々平等に行うかと申しますと、資材その他の関係がありまして、年度当初は比較的少ございまして、そこでそれを後半期において補つて行くという状態になつておりますので、今のところ四、五、六とは大体工事命令の出し方、それから工事

の着手の仕方というものは順調に参つております。

○三浦義男君 そうすると新規計画に、二十八年度の予算にさういふようなものを工事の発注なんか考えたわけですね。

○説明員(梶井剛君) それを一次、二次と今度は分けておまして、それが予算が通過しないうちに我々が実行するといふことはできませんものですか。一次は比較的自己資金と申しますか、値上げをしない状態において工事命令を出してあります。そして本予算が通過いたしましたから第二次の工事命令を出すという手配をしてあります。

○三浦義男君 そうしますと、二十八年度の計画は予定通り行きます。でありますから建設費なんかにつぎましては残りがないといふようなお考えでおりますわけでありませうね。

○説明員(梶井剛君) ちよつと質問の……

○三浦義男君 資金の計画は内容の変化はございませうが、総額におきましては四百六十一億といふものは変わらないわけでございますね。

○説明員(梶井剛君) 先国会に出しました予算と今度のとでは変らないのであります。併し工事命令そのものは四百六十一億をすぐに出しておりません。先ほど申します通り内輪に、第一次の工事命令を出して、本予算が通りますれば八月以降におきまして第二次の工事命令を出す、こういうわけでございます。

○三浦義男君 四百六十一億二十八年度で消化し得るお見込で進んでいられるわけですね。

○説明員(梶井剛君) 消化しなければならぬつもりでやつております。消化し得るというところは、ちよつと我々としても申上げかねるのですが、毎年毎年相当な繰越を出しております。従つて来年度に対しても繰越が絶無といふことは申上げかねるのであります。が、さういふ繰越をすることを極度に今度はないようにしようといふことで手配を進めて計画しておりますので、併し大体総予算の一割程度といふものはいろ／＼な事情のために繰越されるのではないだらうかと思ひます。殊に昨年度は十二月に補正予算が通過いたしました。僅か三カ月の間の手配でありましたために、相当な遅延を來たしまして、百億近い繰越をいたしております。来年度に対しては我々は一割以下に繰越をとどめたいといふ考えでおります。

○三浦義男君 まあ残額がさうたくさんなければよろしいのであります。が、残額でも相当な額に上るようなお見込なれば、今度こうむりました西部地区の災害の復旧とか復興にこれを流用するようなお考えはないのでございませうか。

○説明員(梶井剛君) 現在の建設費が若し繰越すようであるならば、そのうちからして今度の風水害に対して使用する考えはないかといふお尋ねのようであります。これはこの前申上げました通り、風水害に対しては一応予備金でやることになつております。それに対して若し不足が生じますれば、改めて自己の予算の中から差し繰る。その差し繰りができなければ風水害の復旧費といふものを国会に出さなければならぬと考へております。先だつて申

します通り、損害額は約十五億から二十億、予備金は約十億ございまして、取りあへずはこの復旧をやることになるのであります。そして、場合によりましたら一カ年で本復旧ができなければ、二年に亘つてやる。併し応急復旧は二十日以内に全部やりまうから、一応回線その他の開通はできると思つております。

○三浦義男君 結構です。

○久保等君 特に審議の意味で御質問するといふよりも、議事進行で多少資料のようなのを出して頂くと便利だと思ひますので、さういふ意味での質問をするわけなんです。が、今度の法案にも出ておりますが、例のPBXの問題ですが、これについて現在の現状といふようなものをもう少し資料によつて出して頂くのと審議に便宜だと思ひます。それは具体的にどういふふうな問題かと申しますと、戦時中或いは戦後PBXがいわゆる日本電設会社というふうな会社でやつておつた時代がありましたが、それから今日公社に一元化された数年、四、五年くらいにしかたらないのですけれども、この電話設備会社でやつておつた当時のPBXの保守状況と申しますか、配線状態、さういふものと今日の公社でやつておる現在の回線の状況、これは特に保守状況を中心としたもののデータを少し作り上げて出して頂くのと非常に幸ひだと思ひますが、それから更に又曾つて電設会社等にPBXに關係しておつた従業員、さういふものの数、更にこれらの人が接収と言ひますか、一元化された当時は、当然殆んど大部分がこれら公社の従業員になつておるのですが、さういふた人員数、そ

ういつたものの状況、それからまあ殆んど大部分が公社の従業員になつておるわけですが、今日PBXを自営がやれるという形に法案としては出て来ておるのですが、その場合の民間における現在の工事能力、こういったようなものは、極めて抽象的になるかも知れんけれども、或る程度公社として把握しておられれば御説明を願いたいというように考えるのです。これは今でなくとも結構ですが、それから更にPBXの収支状況と言いますか、公社が今日やつておつて、必ずしも明確に収支も区分できない問題もあるかと思うのですが、概括の、そういった点の収支状況をお知らせ願えれば幸いだと思うのです。更にPBXの、非常にこれは一般電話についてもそうですが、なかなか需要に応じ切れないという状態になつておりますが、PBXの設置の需要があるのに対して応じ切れないことは、PBXの場合についても同じだと思ひますが、六大都市で大体結構だと思ひますが、六大都市あたりの積滞数といいますが、そういったもの、それから更に最近やつと公社になつたばかりで、一般的な電気通信事業についていっても、対策を考へておられると思うのですが、従来の政府事業でやつておつてはいるんな面でも、ややつておつてはいるんな面でも、少くとも公社になつていろいろな点で新しい対策を立てておられると思うのですが、PBXの問題について、特別にそういった問題についてお考えになつておられれば、そういった点についての御説明をお願いしたいというように考へております。今申上げましたのは以上大体私の思ひ付いた点を申上げたのであります

が、更になおほかに参考になるような点があれば一つ御説明を願えるような資料をお願いしたいと思ひます。特別に個々の問題についての質疑を私申上げておられるのではなくて、資料をお出し願ひたいというところで申上げたいと思ひますが、よろしくごさいいますか。

○説明員(堀井剛君) 今のお話の資料はできるだけ早く整えて差上げたいと思ひます。

○委員長(左藤義詮君) 私からも資料をお願いしたいのですが、ここに料金改訂案の比較を頂きましたが、国際電電公社との関係ですね、そのほうの機関が、今度の料金値上げでどのくらいに響くものか、これは今非常に貿易の問題が重要になつておるのですが、万、一、相手のあることですからすぐできんとしても、若干でも将来はね返つて、ただでさえイギリスがドミニオンなどで非常に安くやつておるのに対して、通信料金が非常に日本の商社が苦しいので、これが更に負担が重なるようなことに直接間接に響きはしないか、そういうような含みにおきまして公社と会社との関係を、一つ数字をお示し願ひたいと思ひます。これは今わかりませんが、或いは資料として。

○説明員(堀井剛君) これは料金値上げによつて国際電電に及ぼす影響……。

○委員長(左藤義詮君) そうですね。

○説明員(堀井剛君) これは、資料はできます。

○委員長(左藤義詮君) 九日に公聴会を開きます公述人は、委員長と理事にお任せを頂いておるのであります。大体各界からそこに六名候補者を出しておりますが、なお一般から募集して

おりますので、これは土曜日で締切りますので、その後に選考したいと思ひますが取りあへずこの六名について決定することに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(左藤義詮君) それではさうに決定いたします。なお二名は理事のかたと御相談の上決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

（異議の申立）

第四十九条の四 この法律の規定に基く郵政大臣の処分不服のある者は、郵政大臣に対して異議の申立をすることが出来る。

2 電波法第七章（異議の申立及び訴訟）の規定は、前項の異議の申立に關し準用する。

第五十五條第二号「中第十一條第二項」を「第九條第七項、第十一條第二項」に、「第四十七條第一項」を「第四十七條」に改める。

第五十五條に次の二号を加える。

四 第四十九條の三第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十九條の三第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十九條の次に次の一条を加える。

第六十條 第四十九條の四第二項の規定において準用する電波法第九十一條の規定による審理官の処分違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三千円以下の過料に處する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項の表電波監理審議会の項中「電波法（昭和二十五年法律第三十一号）」の下に「放送法（昭和二十五年法律第

七、放送法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

放送法（昭和二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九條」を「第六十條」に改める。

第九條第二項第一号中「音楽団等」を「音楽団その他これらに準ずるもの」に改め、同項に次の二号を加える。

八 放送の進歩発達に必要な研究を委託すること。

九 放送の進歩発達に寄与する研究その他の業務を助成すること。

第九條に次の二項を加える。

6 協会は、放送の進歩発達に必要な研究の成果を公表しなければならない。

7 協会は、第二項第八号又は第九号の業務を行おうとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

第十六條第一項中「内閣総理大臣」を「内閣」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「内閣総理大臣」を「内閣」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項及び第五項をそれぞれ同條第三項及び第四項とする。

第十八條中「第十六條第三項後段」を「第十六條第二項後段」に改める。

第十九條中「内閣総理大臣」を「内閣」に、「第十六條第四項各号」を「第十六條第三項各号」に改める。

第二十條中「内閣総理大臣」を「内閣」に改める。

第二十四條中「理事三人及び監事二人」を「理事三人以上七人以下及び監事三人以下」に改める。

第二十七條第五項中「第十六條第四項」を「第十六條第三項」に改める。

第四十條第二項中「内閣総理大臣を経て」を削る。

第四十七條中第二項を削る。

第四十九條の次に次の三条を加える。

（監督者）

第四十九條の二 協会は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

（命令及び報告）

第四十九條の三 郵政大臣は、公共の福祉を推進するため特に必要があるとき、協会の協定を、協会对し監督上必要な命令をすることが出来る。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、協会からその業務に關する報告を徴することが出来る。

（異議の申立）

第四十九條の四 この法律の規定に基く郵政大臣の処分不服のある者は、郵政大臣に対して異議の申立をすることが出来る。

2 電波法第七章（異議の申立及び訴訟）の規定は、前項の異議の申立に關し準用する。

第五十五條第二号「中第十一條第二項」を「第九條第七項、第十一條第二項」に、「第四十七條第一項」を「第四十七條」に改める。

第五十五條に次の二号を加える。

四 第四十九條の三第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十九條の三第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十九條の次に次の一条を加える。

第六十條 第四十九條の四第二項の規定において準用する電波法第九十一條の規定による審理官の処分違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三千円以下の過料に處する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項の表電波監理審議会の項中「電波法（昭和二十五年法律第三十一号）」の下に「放送法（昭和二十五年法律第

七、放送法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

放送法（昭和二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九條」を「第六十條」に改める。

第九條第二項第一号中「音楽団等」を「音楽団その他これらに準ずるもの」に改め、同項に次の二号を加える。

八 放送の進歩発達に必要な研究を委託すること。

九 放送の進歩発達に寄与する研究その他の業務を助成すること。

第九條に次の二項を加える。

6 協会は、放送の進歩発達に必要な研究の成果を公表しなければならない。

7 協会は、第二項第八号又は第九号の業務を行おうとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

百三十二号)を加える。

3 この法律の施行の際現に経営委員会の委員である者は、従前の任期が満了するまでは、改正後の第十六条第一項又は第二項の規定により任命されたものとみなす。

昭和二十八年七月十五日印刷

昭和二十八年七月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局